

## 自然災害等発生時の授業及び学期末試験の対応について

令和5年12月22日

総長 裁定

### (趣旨)

学生及び教職員の安全確保を図るため、自然災害等発生による授業、学期末試験（以下、「授業等」）の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (基本方針)

自然災害等の発生により学生がキャンパスへアクセスすることが危険と想定される場合は、全キャンパスでの対面授業等（キャンパス内でのオンライン授業等を含む）実施（終日）の中止を教育担当理事が決定する。キャンパスでの対面授業等実施の中止決定を受け、各部局長は休講またはオンライン授業等の切り替えなど必要な措置を講ずることとする。

なお、オンライン授業については、学生・教職員の安全の確保に配慮のうえ、実施することができるものとする。

また、土曜日の授業や夏季集中講義など学年暦で別に定める全学の授業日程以外の日に授業を行い、かつ、自然災害等の発生により学生がキャンパスへアクセスすることが危険と想定される可能性がある場合は、事前に部局長が教育担当理事へ相談することとする。

### (全学及び部局における対応)

#### 1. 休講またはオンライン授業等への切り替え

- ・福岡市、糸島市及び春日市に、特別警報や気象警報（以下「警報等」）の発表等がありキャンパスへのアクセスが危険と判断される場合や公共交通機関の著しい遅延・運休によりキャンパスへのアクセスが困難と想定される場合は、全キャンパスでの授業等実施の可否について教育担当理事が判断のうえ、判断結果を前日の16時までに、以下の「2. 周知方法」に基づき、各部局及び学生へ通知する。
- ・キャンパスでの授業等実施を否と判断した場合、各部局は、休講またはオンライン授業等への切り替えを準備し、以下の「2. 周知方法」に基づき、具体的な実施方法について学生及び教職員への周知を図ることとする。また、各部局は学生に周知した授業等の実施予定を学務部にも報告する（予定変更があった場合は各部局から学務部へ再度報告）。
- ・報告を受けた学務部は、情報を集約のうえ、危機管理室へ情報を共有する。また、必要に応じて役員等にも共有する。

#### 2. 周知方法

学生及び教職員への周知については、次の方法のいずれか又は全部によるものとする。

##### (1) 学生ポータルシステム（「公開お知らせ」及び「お知らせ」両方に掲載）

全キャンパスでの授業等実施を否と判断した場合、教育担当理事はその旨と「学生は全キャンパスにアクセスしないこと」及び「休講またはオンライン授業等への

切り替えについての詳細は別途各部局から通知があること」を学生へ周知し、その後、各部局から、「休講またはオンライン授業等への切り替えの詳細」を学生へ周知する。

全キャンパスでの授業等実施を可と判断した場合、教育担当理事は「通知時点では休講またはオンライン授業等への切り替えを予定していないが、以後、状況が悪化し、警報等の発表により身の危険の可能性がある場合、学生は無理にキャンパスへアクセスせず、後日、事情を授業担当教員へ申し出ること」（この際は、後述の「救済措置」の対象とする。）を学生へ周知する。

(2) 九大 HP

大学本部にて対応する。

(3) 安否確認システム (ANPIC)

必要に応じて大学本部にて対応する。

(4) 各部局における取り決めに基づいた周知方法

全キャンパスでの授業等実施を否と判断した場合、各部局は、所属の教職員（非常勤講師を含む。）及び学生に各部局における取り決めに基づき、休講またはオンライン授業等への切り替えの詳細について周知する。

(部局における対応)

1. 措置決定後の対応

前日の16時までに教育担当理事がキャンパスでの授業等の実施を可と判断した場合であっても、その後、状況が悪化し、警報等の発表により学生の身の危険があると判断する場合には、各部局長は、可能な限り前日中に休講あるいはオンライン授業等への切り替えなど必要な措置を講ずることとする。

なお、この際、同一キャンパス内においては、可能な限り部局の対応に差異が生じないよう各部局間で連絡調整を行うことができる。

また、決定した措置内容について、学生及び教職員へ周知するとともに学務部へ報告する（その後、学務部は危機管理室（必要に応じて役員等）へ情報を共有する）。

2. 授業開始後の対応

警報等の発表及びその他の要因により、授業等の継続が困難であると認める場合（学生の帰宅が困難になることが予測される場合等）の措置（休講あるいはオンライン授業等への切り替え）は、各部局長が決定のうえ、学生及び教職員への周知を図る。また、決定した措置内容について、学務部へ報告する（その後、学務部は危機管理室（必要に応じて役員等）へ情報を共有する）。

3. 救済措置

警報等や交通機関の状況に基づき、自身の判断で遅刻又は欠席した学生に対しては、部局長または授業担当教員の判断により、不利益を被らないよう配慮するものとする。

(その他)

学外実習や臨床実習等については、本申合せの措置を適用しないこととし、この場合、部局長または授業担当教員が対応を検討し、事前に学生へ周知するものとする。

また、自然災害等の発生による帰宅困難者（学生及び教職員）の避難場所等は別途定める。

なお、本申合せに基づき、自然災害等発生による授業等の取扱いについて、各部局においてさらに詳細な取り決めが必要な場合は、各部局において別途定めるものとする。

※「自然災害等における休講措置の対応に関する申合せ」（平成31年3月14日教育企画委員会改訂）については廃止する。